

ダンピング受注に係る 直轄工事の品質確保について

国土交通省大臣官房技術調査課

1. はじめに

近年、低入札価格調査制度の対象工事が増加している（図 1）。特に、平成17年度は、大規模工事において低入札価格調査制度の対象となる工事の増加傾向が見受けられた。いわゆるダンピング受注は、公共工事の品質の確保に支障を及ぼしかねないだけでなく、下請へのしわ寄せ、労働条件の悪化、安全対策の不徹底等につながるおそれがあり、国民の安心・安全の確保や建設業の健全

な発展を阻害することが懸念されている。

国土交通省では、「品質の確保等を図るための著しい低価格による受注への対応について」（平成15年2月10日付け国官総第598号 国官会第2220号，国地契第83号，国官技第289号，国営計第157号，国総入企第47号）を定め、従前より低入札価格による受注に対する措置等を行ってきたところであるが、今般、大規模工事を中心とした低価格による入札事案を踏まえ、主に大規模工事の低入札価格調査制度対象工事に対する対策として「いわゆるダンピング受注に係る公共工事の品質確保及び下請業者へのしわ寄せの排除等の対策につい

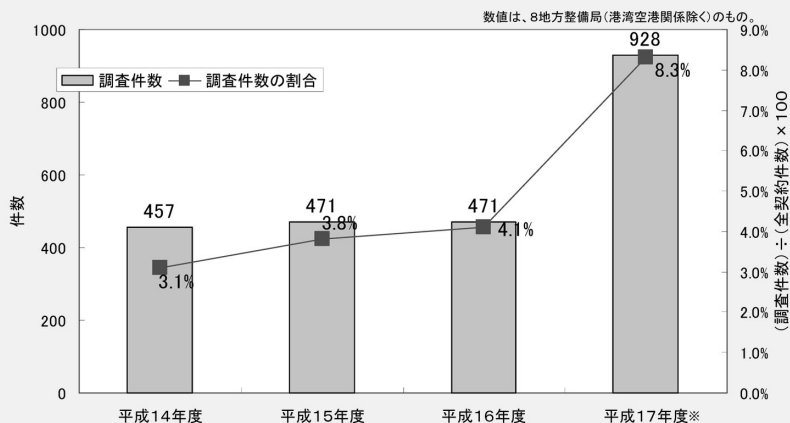


図 1 低入札価格調査の状況

て」(平成18年4月14日付け国官総第33号, 国官会第64号, 国地契第1号, 国官技第8号, 国営計第6号, 国総入企第2号, 以下, 「本通達」という)を定め, 各地方整備局に通達したところである。

本稿では, 国土交通省直轄工事における低入札の問題点および本通達の概要について紹介する。

2. 国土交通省直轄工事における低入札の問題点

国土交通省では, 平成14年3月1日から16年3

月31日に施工した工事のうち, 低入札価格調査制度の対象となった工事について, データの収集および分析を行った。その結果, 次の問題点が明らかとなった。

- ① 低入札工事については, 完成時の実績データにおいて平均的に赤字受注となることが確認できた。また, 低入札工事の各経費については, 工事の標準的な経費を少なからず下回り, また, 入札時の予定と最終的に要した実績とは大きく異なっている(図2)。

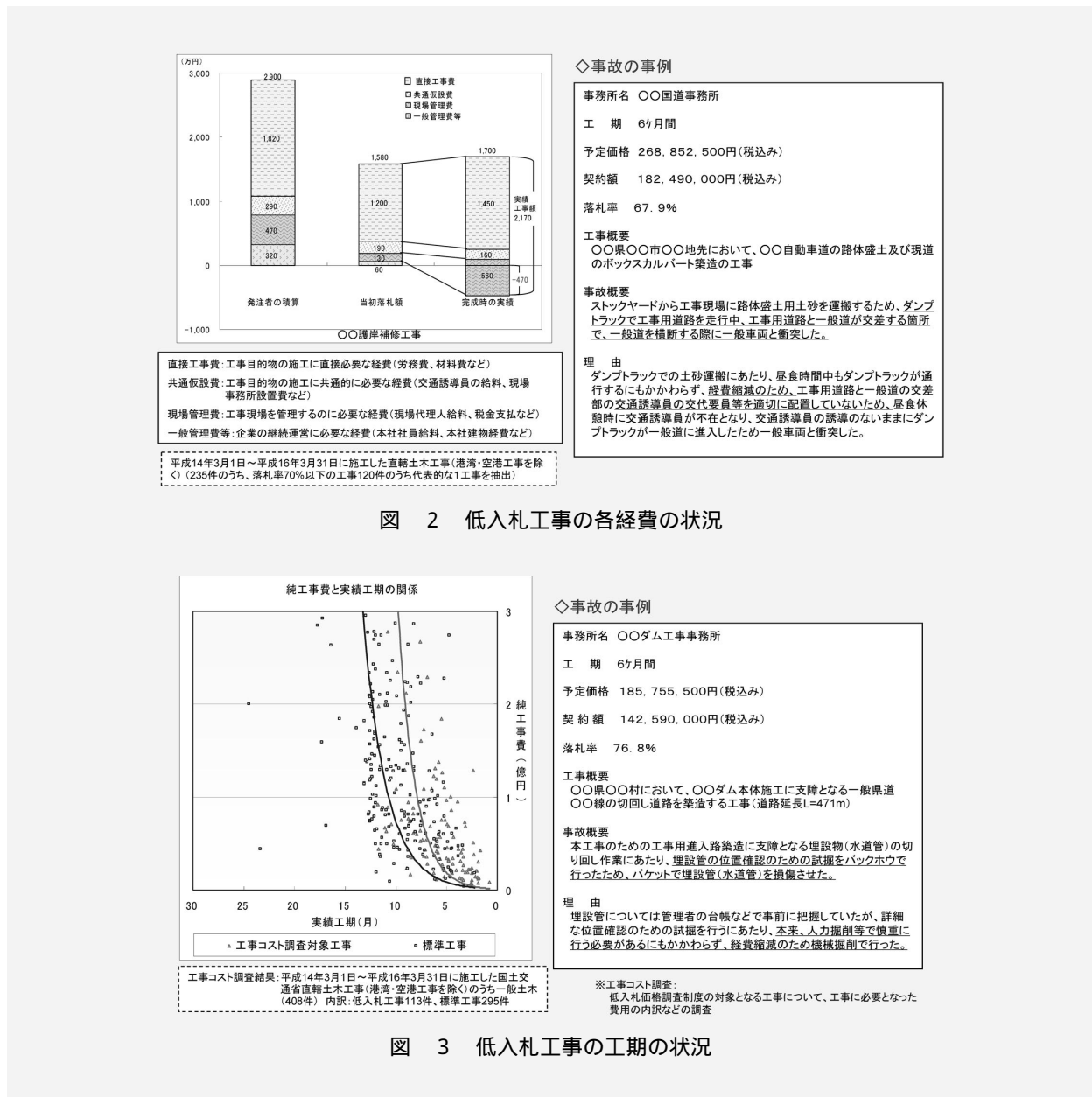


図 2 低入札工事の各経費の状況

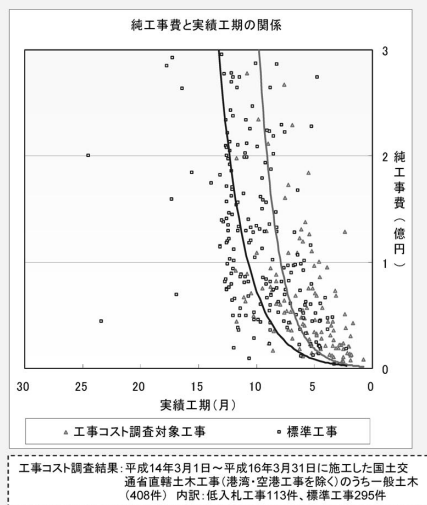
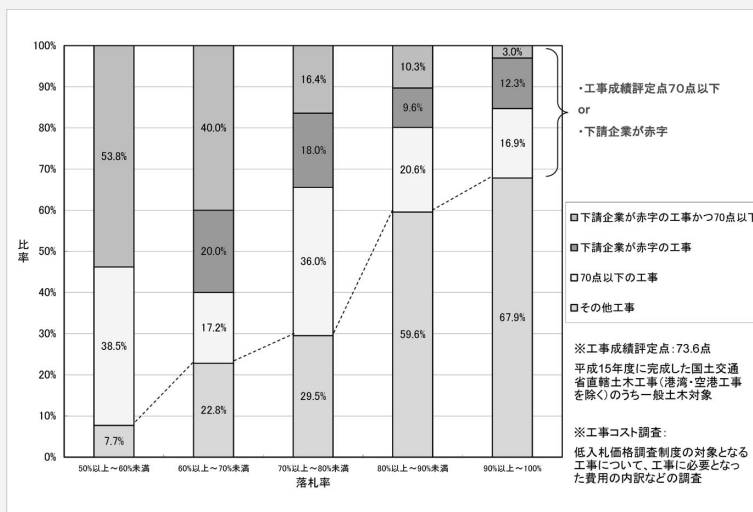


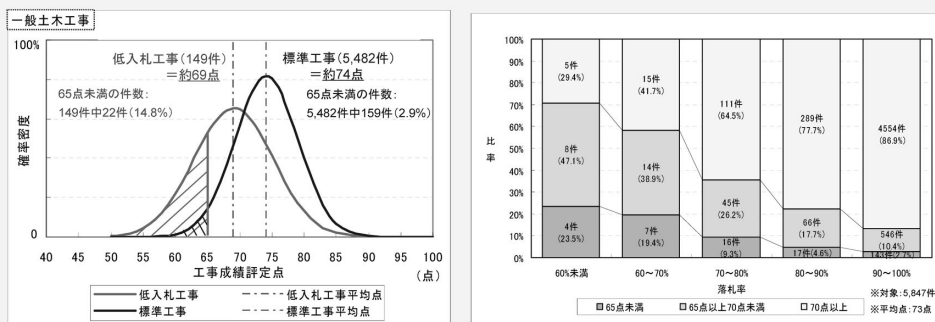
図 3 低入札工事の工期の状況



工事コスト調査結果: 平成14年3月1日～平成16年3月31日に施工した国土交通省直轄土木工事(港湾・空港工事を除く)のうち一般土木対象(547件)
内訳: 低入札工事111件、標準工事436件

図 4 「工事成績評定点70点以下の工事」や「下請企業が赤字の工事」の発生状況と落札率の関係

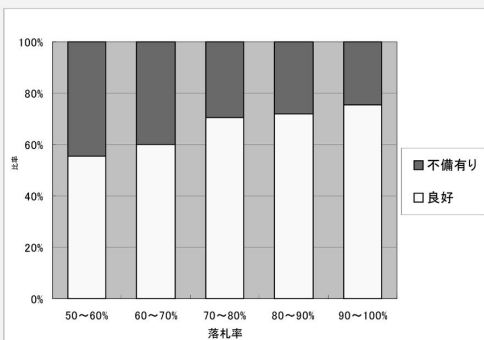
◇工事成績評定の分布状況[標準工事と低入札工事比較] ◇落札率別の工事成績評定点の件数割合



平成15年度に完成した国土交通省直轄土木工事(港湾・空港工事を除く)のうち一般土木対象

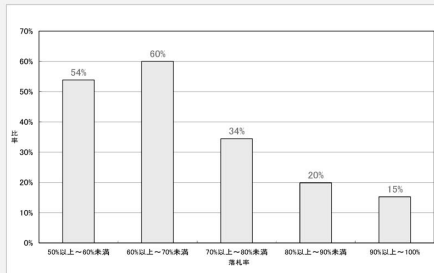
図 5 低入札工事と工事成績評定点の関係

◇下請契約の記載内容の点検結果



※H17施工体制一斉点検結果: 平成17年10月1日～11月30日に施工中の国土交通省直轄土木工事(1,135件)

◇落札率と下請業者の赤字工事の比率



平成14年3月1日～平成16年3月31日に施工した国土交通省直轄土木工事(港湾・空港工事を除く)のうち一般土木対象(547件)
内訳: 低入札工事111件、標準工事436件

図 6 低入札工事における施工体制の状況

- ② 低入札工事では、受注者において、コストを抑えるために工期を短縮しようとする意識が働いている。その結果、安全確保のため通常は採用しない無理のある工法を採用する事例が発生している（図 3）。
- ③ 落札率が低くなるほど、工事成績評定70点以下の工事や下請企業が赤字の工事の割合が増加する（図 4）。
- ④ 低入札工事は、標準工事に比べ、平均工事成績評定点が低くなる傾向にある。
また、落札率が低くなるほど工事成績評定点65点未満の工事の割合が増大し、70点以上の工事の割合が減少する（図 5）。
- ⑤ 下請契約の契約書において「契約工種」や「数量」を明記していないなど不備が見られる工事は、落札率が低いほど多い。また、落札率が下がるほど、下請企業が赤字となる工事の比率が増加する（図 6）。

3. 本通達の内容

- (1) 適正な施工の確保の徹底
 - ① 低入札価格調査制度調査対象工事に係る重点調査の対象拡大および調査結果のホームページにおける公表
「低入札価格調査制度対象工事に係る重点調査の試行について」（平成12年12月12日付け建設省会発第773号，建設省厚契発第44号，建設省技調発第193号，建設省営計発第159号。以下「重点調査試行通知」という）に基づき試行している重点調査について、予定価格2億円以上の低入札価格調査制度調査対象工事はすべて当該重点調査を実施し、調査結果については各地方整備局ホームページにおいて公表することとした。また、予定価格2億円未満の場合においても積極的に試行

するものとした。

- ② 下請業者への適正な支払確認等のための立入調査の強化等

地方整備局等の建設業担当部局等は、一般競争入札における低入札価格調査制度調査対象工事を中心に、下請業者も含め緊急立入調査を実施し、契約の締結状況、下請代金の支払い状況等について、より詳細な実態把握を行うとともに、必要に応じフォローアップのための追加調査を行うこととした。

また、調査の結果、改善が必要な場合には、建設業法に基づく勧告、監督処分等の措置を講じるほか、必要に応じて関係機関への通報を行うものとした。

なお、建設業法に基づく監督処分が行われた場合には、これと連動して、発注部局においても指名停止等の措置を実施することとした。

- ③ 工事コスト調査の内訳の公表

国土交通省直轄工事における工事コスト調査については、低入札価格調査制度調査対象工事において、「工事コスト調査について」（平成14年2月12日付け国地契第54号，国官技第316号，国営計第189号）および「工事コスト等調査について」（平成14年2月12日付け国港管第1135号，国港建第256号）により措置されているところであるが、工事施工後に行う工事コスト調査の内訳および上記低入札価格調査制度調査対象工事に係る重点調査における資料等との整合性などについての分析結果を各地方整備局ホームページにおいて公表することとした。

- ④ 発注者の監督・検査等の強化

予定価格2億円以上の低入札価格調査制度調査対象工事について、モニターカメラを工事現場に設置し、監督業務において補助的に活用することにより、工事全体の施工状況を把握することとした。また、発注者の指定する不可視部分の出来高管理を、受注者がビデオ撮影により行い、検査時等において発注者

に提出することを契約上義務付けることとした。

「政府調達に関する協定」(平成7年条約第23号)の適用を受ける工事における低入札価格調査制度調査対象工事については、契約図書に示された施工プロセスで施工管理が適切に行われているかを発注者が常時確認し、工事成績評定にも反映させることとした。

⑤ 受注者側技術者の増員の対象拡大

「品質の確保等を図るための著しい低価格による受注への対応について」(平成15年2月10日付け国官総第598号,国官会第2220号,国地契第83号,国官技第289号,国営計第157号,国総入企第47号)第2の1 ①に規定する要件については、予定価格2億円以上の工事の場合には、「70点未満の工事成績評定を通知された企業」を要件とし、対象を拡大することとした。

⑥ 指名停止措置の強化

低入札価格調査制度調査対象工事において、粗雑工事が生じた場合は、指名停止期間につき最低限3カ月とするための指名停止措置運用基準の改正を行うこととした。

(2) 適正な競争環境の整備

① 前工事の単価による後工事の積算

大規模工事における国庫債務負担行為の設定を再検討し、可能な限り分割発注を行わないよう事業計画を設定することとした。

また、前工事と後工事の関係にある工事のうち、「政府調達に関する協定」の適用を受ける前工事が、低入札価格調査制度調査対象となった場合については、前工事で単価等の合意を行い、後工事に係わる随意契約を行う場合は、前工事において合意した単価等を後工事の積算で使用するものとし、その旨を入

札説明書等で明記するものとした。

(3) ダンピング受注対策地方協議会の開催

地方整備局の管轄区域を基本として、地方整備局の発注部局および建設業担当部局が中心となって、管内都道府県、政令市等から設置されている、ダンピング受注対策地方協議会を本年度早期に開催し、低入札価格調査等に係る情報(落札率、受注業者名、施工状況等)の集約を行うとともに、必要な取り組みについて、意見交換を行うこととした。

4. おわりに

上記以外のダンピング受注への対策として、価格のみではなく、価格以外の要素も総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式の活用も一定の効果があると考えている。

国土交通省では、「平成18年度における国土交通省直轄事業の入札及び契約に関する事務の執行について」(平成18年4月19日付け国官総第482号,国官会第872号,国地契第5号,国官技第12号,国営計第11号)において、一層の透明性および競争性の確保、公共工事の品質確保の促進等を図る観点から、平成18年度の直轄工事における入札・契約手続について、各地方整備局に対し、上記の対策の徹底を含め、留意する事項を通達したところであるが、通達において、平成18年度の総合評価方式の適用工事の目標を、全工事発注件数の5割相当以上(全工事発注金額の8割相当以上)とし、総合評価方式に積極的に取り組んでいくこととした。

国土交通省では、今後とも、適正な価格と品質に基づいた、信頼性の高い公共工事の調達に努めていく。